

青森県議会の保有する個人情報の 保護に関する条例（案）の概要

県議会事務局総務課

目 次

1	条例整備を必要とする背景等……………	1
2	個人情報保護法制の体系……………	2
3	条例整備に当たっての基本的な考え方・ポイント……………	3
4	個人情報保護法（執行部の規律部分）と議会の条例整備案との構成比較……………	4
5	全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案……………	5

1 条例整備を必要とする背景等

■背景

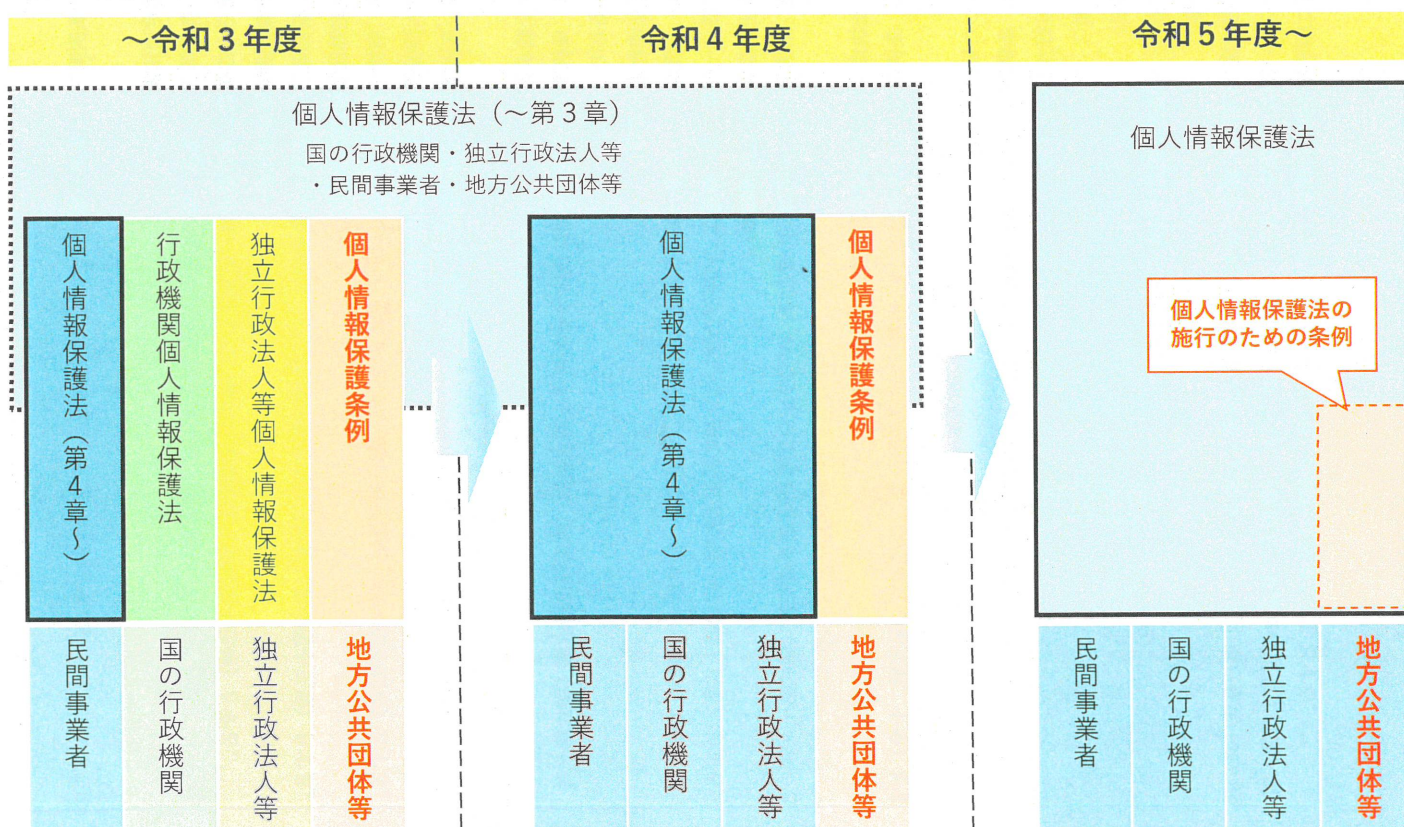
- (1) 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年5月19日公布）による改正後の個人情報保護法（令和5年4月1日施行）において、個人情報保護制度は、主体ごとに異なる制度から、**同法に基づく制度に一本化され、全国的な共通ルールに基づくものとなる。**
- (2) これにより、地方公共団体（執行部）においては、同法の適用を直接受けることとなり、**個人情報保護制度の根拠が条例から個人情報保護法に移行**することとなった（→ 現行の青森県個人情報保護条例は廃止され、同法を施行するための条例の整備が行われる。）。
- (3) 一方、議会は、これまで青森県個人情報保護条例において実施機関として規定され、その適用を受けていたが、改正後の個人情報保護法では、**地方議会は適用除外**となるため、独自の個人情報保護制度を設ける必要が生じた。このことから、議会における個人情報の保護に関する条例を整備することとするもの。

■議会が、法の適用除外となった理由

- 現行の行政機関個人情報保護法が国会や裁判所を対象としていないこととの整合を図る必要
「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」（令和2年12月 内閣官房 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース）
- 議会においては、国会や裁判所と同様、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましい。
「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（令和4年1月（令和4年4月一部改正）個人情報保護委員会）

2 個人情報保護法制の体系

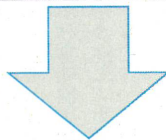
個人情報保護制度は、主体ごとに異なる制度から個人情報保護法に基づく制度へ一本化



3 条例整備に当たっての基本的な考え方・ポイント

基本的な考え方

1. 個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側とで、個人情報の取扱いや手続きに差異が生じないよう、基本的には、執行部に適用される**個人情報保護法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう作成**する。
2. 上記を踏まえ、基本的に、総務省及び個人情報保護委員会の確認を経て**全国議長会が作成した条例（例）に基づき作成し**、全国的に統一的な共通ルールとなるよう整備する。



ポイント

1. 個人情報保護が後退したとの懸念を県民に持たれないよう、可能な限り、**現状を踏襲**する。
2. 執行部との取扱い等に差異が生じないよう、**法及び執行部の施行条例との整合**を図る。
3. 議会の個人情報の対象は、基本的に**議会事務局が保有する個人情報**とし、議員活動において各議員が取得した個人情報は対象外とする。

上記の考えに沿って今回整備する条例（新条例）の規定内容を整理

3

4 個人情報保護法（執行部の規律部分）と議会の条例整備案との構成比較

個人情報保護法

第5章 行政機関等の義務等

- 第1節 総則
- 第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い
- 第3節 個人情報ファイル
- 第4節 開示、訂正及び利用停止

← 国・地方公共団体等（執行部）の規律



執行部との整合を図るため、法第5章の規定に対応するよう整備

議会の条例

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条～第46条）
 - 第1節 開示
 - 第2節 訂正
 - 第3節 利用停止
 - 第4節 審査請求
- 第5章 雑則（第47条～第52条）
- 第6章 罰則（第53条～第57条）

← 全国議長会作成の条例（例）の構成

4

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

以下、法の規定を踏まえて全国議長会が作成した条例（例）に基づく整備案

□適用対象

- 組織：議会
- 保有個人情報：議会の事務局の職員が職務上作成し、又は、取得した個人情報であって、職員が組織的に保有するものとして、議会が保有するもの



議員（議長を含む。）が議員活動において取得等した個人情報は、適用対象外

対象外の理由

1. 「議会活動」においては、事務局職員が関わらず議員単独で職務上作成し、又は取得する個人情報は想定されないこと
2. 「議員活動」においては、議員単独で作成し、又は取得する個人情報も想定されるが、議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないことから、議員が職務上取得等した個人情報を「保有個人情報」として条例の規制対象とすると、議員活動に対する過度に広汎な規制となる恐れがあること

5

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第1章 総則（第1条～第3条）

➤ 目的（第1条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める。
- ・個人の権利利益を保護する。

➤ 定義（第2条）【法と同様に定義】

- ①個人情報（生存する個人に関する情報） ➡ 現行条例は死者に関する情報を含む。
- ②個人識別符号 ③要配慮個人情報 ④保有個人情報
- ⑤個人情報ファイル（現行条例では個人情報電算ファイルに、手作業での処理ファイルも含めて定義付け）
- ⑥本 人 ⑦仮名加工情報 ⑧匿名加工情報 ⑨個人関連情報 ⑩特定個人情報
- ⑪保有特定個人情報 ➡ このうち ⑦以降は現行条例に規定なし

➤ 議会の責務（第3条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・保有する個人情報の適正な取扱いを確保する責務



【第1章】

法改正に伴い一部定義が修正・追加されているが、基本的に現行の内容が踏襲されているため、全議例のとおり整備する。

6

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）

➤ 個人情報の保有の制限等（第4条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・ 事務遂行に必要な場合に限定、できる限り利用目的を特定
- ・ 利用目的の達成に必要な範囲内での保有

➤ 利用目的の明示（第5条）【法及び現行条例と同趣旨】

本人から直接書面で取得する場合は、原則として、利用目的を明示

➤ 不適正な利用の禁止（第6条）☞ 現行条例に規定なし

違法・不当な行為の助長・誘発のおそれがある方法による利用禁止

➤ 適正な取得（第7条）【法及び現行条例と同趣旨】

偽り不正の手段による取得禁止

➤ 正確性の確保、安全管理措置（第8条・第9条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・ 過去又は現在の事実と合致するよう努める。
- ・ 安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

➤ 従事者の責務（第10条）【法及び現行条例と同趣旨】

他人に知らせ、又は不当な目的での利用禁止（従事者に派遣労働者を含む。）☞ 現行条例では職員のみ

➤ 漏えい等の通知（第11条）☞ 現行条例に規定なし

個人情報の漏えい等個人の権利利益を害するおそれが生じたとき、本人にその旨通知

➤ 利用及び提供の制限（第12条）【法及び現行条例と同趣旨】

利用目的外の利用・提供禁止

7

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）

➤ 提供を受ける者に対する措置要求（第13条・第14条）【法及び現行条例と同趣旨】

保有個人情報又は個人関連情報の提供を受ける者に対し、適切な管理に必要な措置を求める。

☞ 現行条例では、「個人関連情報」に関する措置要求の規定なし

➤ 仮名加工情報の取扱いに係る義務（第15条）【法と同趣旨】☞ 現行条例に規定なし

- ・ 第三者への提供の禁止
- ・ 安全管理のための必要かつ適切な措置
- ・ 本人を識別するための削除情報等の取得、他の情報との照合の禁止 等

➤ 匿名加工情報の取扱いに係る義務（第16条）【法と同趣旨】☞ 現行条例に規定なし

- ・ 本人を識別するための削除情報等の取得、他の情報との照合の禁止
- ・ 安全管理のための必要かつ適切な措置 等

8

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）

◆全議例（個人情報保護法）に規定がない現行条例の主な規定

▶ 要配慮個人情報の取得禁止

- ・ 現行においても一定の場合は取得可能（現行条例第8条第2項）
- ・ 所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定（全議例第4条）

取得が可能となる範囲は、
実質的に現行と同様

▶ 個人情報の本人からの取得の原則

- ・ 個人情報の保有は所掌事務等の遂行に必要な場合及び利用目的の達成に必要な範囲に限定（全議例第4条）
- ・ 不正手段による取得の禁止（全議例第7条）、漏洩等の防止のための安全管理措置義務（全議例第9条第1項）
- ・ 個人情報ファイルの作成・公表（全議例第17条第1項）により開示等の本人関与が可能

→ 上記により、すでに個人情報の保護が図られている。

▶ オンライン結合の制限

- ・ 漏洩等の防止のための安全管理措置義務（全議例第9条第1項）
- ・ 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は保有個人情報の提供禁止（全議例第12条第2項）
- ・ 保有個人情報の提供を受ける者に対し、個人情報の適切な管理のための措置の要求（全議例第13条）

→ 上記の安全管理措置、第三者提供の制限等の規定の適切な運用により、必要な保護が図られる。

▶ 不要となった個人情報の廃棄・消去

個人情報の保有は所掌事務等の遂行に必要な場合、利用目的の達成に必要な範囲に限定（全議条例（例）第4条）

→ 実質的に同様の規律

【第2章】規定されない現行条例の規定はあるものの、実質的に現行同様の保護が図られ、現行の内容が踏襲されているため、全議例のとおり整備する。

9

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第3章 個人情報ファイル

個人情報ファイル簿の作成及び公表（第17条）

- ・ 議会が保有する個人情報ファイルについて所要の事項を記載した帳簿を作成し、公表

▶ 個人情報ファイル

個人情報を検索できるよう体系的に構成された電算処理ファイル
又は **マニュアル（手作業）処理ファイル**

▶ 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルについて、その名称、利用目的、
記録されている項目等を記載した帳簿

▶ 作成・公表の対象

本人の数が、議長が定める数以上の個人情報ファイル

☞ 個人情報取扱事務登録簿（現行条例）

- ・ 本人の数にかかわらず、個人情報を取り扱う事務ごとに作成・公表
- ・ 電算処理ファイルの利用の有無についても記載

【第3章】

法及び現行条例と同趣旨であることから、全議例のとおり整備する。
（現行を踏襲し、本人の数にかかわらず、作成・公表する。）

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条～第46条）

▶第1節 開示（第18条～第30条）

◆ 開示請求権（第18条）【法と同趣旨】

何人も請求可、法定代理人のほか、**任意代理人による請求も可**  現行条例に任意代理人による請求の規定なし

◆ 開示請求の手續・保有個人情報の開示義務（第19条・第20条）【法及び現行条例と同趣旨】

書面による請求、不開示情報が含まれている場合を除き開示義務あり

◆ 部分開示・裁量的開示（第21条・第22条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・不開示情報を除くことができるときは、当該部分を除いて開示
- ・個人の権利利益の保護のため特に必要なときは、不開示情報を含む保有個人情報の開示可

◆ 保有個人情報の存否に関する情報（第23条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・情報の存否の回答が不開示情報の開示となるときは、存否を回答せず請求の拒否可

◆ 開示請求に対する措置（第24条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・開示、不開示決定は書面により通知

◆ 開示決定等の期限（第25条）

- ・請求があった日から**30日**以内に開示決定、**30日**以内の延長可

 現行条例では、請求があった日から**15日**以内に決定通知、請求があった日から**45日**以内に限り延長可

条例
整備
案

- ・開示決定等の期限を現行条例上の期限（通知期限）どおりとする。
- ・全部・一部不開示決定の場合で、開示できる期日が明らかなきときは、その期日を決定通知書に記載する。（現行条例に規定されているが、法及び全議例に規定なし）
- ・個人情報保護が後退したとの評価につながらないよう、現行制度を踏襲する必要があること。
- ・情報公開制度との整合を確保する必要があること。

11

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条～第46条）

▶第1節 開示（第18条～第30条）

◆ 開示決定等の期限の特例（第26条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・延長しても全ての開示決定等が困難な場合は、一部を当該期間内に開示決定等し、残りを相当の期間内に開示決定可
- ・**正副議長がともに欠けている期間は、開示決定等をしなければならない期間からその日数を除く。**（全議例 新規）

◆ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第27条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・開示請求のあった個人情報に第三者の情報が含まれるときは、第三者に対しその情報等を通知し、意見書提出の機会を付与

◆ 開示の実施（第28条）【法と同趣旨】

- ・開示は、原則、文書・図画は閲覧又は写しの交付、電磁的記録は議長が定める方法
- ・電磁的記録の開示方法を一般の閲覧に供する。（法に規定、現行に規定なし）
- ・開示を受ける者は、開示決定の通知の日から**30日**以内に開示の実施方法等を申し出る。（法に規定、現行に規定なし）

12

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条～第46条）

➤第1節 開示（第18条～第30条）

◆ 他の法令による開示の実施との調整（第29条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・他の法令の規定による開示の方法が第28条第1項本文の開示の方法と同一の場合に限り、当該同一の方法による開示をしない。

◆ 開示請求の手数料（第30条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・開示請求者は開示請求の手数料を納める。

☞ 現行条例では手数料は無料で、写しの作成・送付費用の実費を徴収

条例整備案

- ・ 現行どおり、手数料は無料とし、写しの作成・送付費用のみ徴収する。
- ・ 上記に伴い、現行どおり、第30条の見出しを「費用負担」とする。
- ・ 開示請求手数料は、現在も徴収しておらず、行政サービス後退との評価につながりかねないこと。
- ・ 情報公開制度でも徴収していないことから、その均衡を図る。
- ・ 現在、保有個人情報記録されている文書等の写しの交付を受ける場合は、当該写しの作成・送付に要する費用を求めており、また、情報公開制度でも同様に求めていることから、引き続き、当該費用の負担を求めるものである。

【第4章第1節】

第25条及び第30条は利用者の利便等を踏まえ現行に合わせて整備し、その他の規定については、新たな規定等が設けられているものの、現行と比較し個人情報保護が後退しているものではないことから、全議例のとおり整備する。

13

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条～第46条）

➤第2節 訂正（第31条～第37条）

◆ 訂正請求権（第31条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・開示決定に係る個人情報につき何人も請求可
- ・ 訂正請求は、開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

◆ 訂正請求の手續・保有個人情報の訂正義務（第32条・第33条）【法及び現行条例と同趣旨】

書面による請求、利用目的の達成に必要な範囲で訂正義務あり

◆ 訂正請求に対する措置（第34条）【法及び現行条例と同趣旨】

訂正（訂正しない）決定は書面により通知

◆ 訂正決定等の期限（第35条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・訂正請求があった日から30日以内に決定（新たに、補正日数は控除する旨の規定）
- ・30日以内の期限延長可、この場合、遅滞なくその旨書面で通知

◆ 訂正決定等の期限の特例（第36条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・決定に特に長期間を要するときは、相当の期間内での訂正決定で可、この場合、当初期限内にこの旨を書面で通知
- ・正副議長がともに欠けている期間は、訂正決定等をしなければならない期間からその日数を除く。（全議例 新規）

◆ 保有個人情報の提供先への通知（第37条）【法及び現行条例と同趣旨】

- ・必要に応じ、訂正の実施をした旨を書面により、遅滞なく通知

【第4章第2節】

新たな規定等が設けられているものの、現行と比較し個人情報保護が後退しているものではないことから、全議例のとおり整備する。

14

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条～第46条）

▶第3節 利用停止（第38条～第43条）

- ◆ 利用停止請求権（第38条） 【法及び現行条例と同趣旨】
 - ・ 開示決定に係る個人情報につき何人（代理人含む。）も利用の停止、消去又は提供の禁止の請求可
 - ・ **利用停止請求は、開示を受けた日から90日以内にしなければならない。**
- ◆ 利用停止請求の手續・保有個人情報の利用停止義務（第39条・第40条） 【法及び現行条例と同趣旨】
 - 書面による請求、形式的な不備の補正の請求、必要な限度で利用停止義務あり
- ◆ 利用停止請求に対する措置（第41条） 【法及び現行条例と同趣旨】
 - 利用停止（利用停止をしない）の決定をしたときは、その旨を当該請求者に対し書面により通知
- ◆ 利用停止決定等の期限（第42条） 【法及び現行条例と同趣旨】
 - ・ 利用停止請求のあった日から30日以内に決定（**新たに、補正日数は控除する旨の規定**）
 - ・ 30日以内の期限延長可、この場合、遅滞なくその旨書面で通知
- ◆ 利用停止決定等の期限の特例（第43条） 【法及び現行条例と同趣旨】
 - ・ 決定に特に長期間を要するときは、相当の期間内での利用停止決定で可、この場合、当初期限内にこの旨を書面で通知
 - ・ **正副議長がともに欠けている期間は、利用停止決定等をしなければならない期間からその日数を除く。（全議例 新規）**



【第4章第3節】新たな規定等が設けられているものの、基本的に現行条例を踏襲していることから、全議例のとおり整備する。

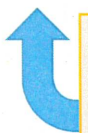
15

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条～第46条）

▶第4節 審査請求（第44条～第46条）

- ◆ 審理員による審理手續に関する規定の適用除外（第44条） 【法及び現行条例と同趣旨】
 - 決定・請求に係る不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第9条第1項の規定を適用しない。
- ◆ 審査請求があった場合の手續（第45条） 【法及び現行条例と同趣旨】
 - 決定・請求に係る不作為に係る審査請求があったときは個人情報保護審査会に諮問
- ◆ 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續等（第46条） 【法及び現行条例と同趣旨】
 - ・ 第27条第3項の規定の準用（開示決定の日と開示の実施日に最低2週間を置く。反対意見書を提出した第三者に対し通知）



条例
整備
案

審査請求の諮問先は、現行どおり、青森県情報公開・個人情報保護審査会とする。

開示決定等又は開示請求等に係る不作為についての審査請求は、青森県情報公開・個人情報保護審査会が諮問に応じて調査審議を行ってきているものであり、引き続き、そのノウハウを活用することが適当であること。（議会に係る案件も審査対象とするよう、執行部と調整）



【第4章第4節 条例整備案】

- ・ 法及び現行条例と同内容のため、全議例のとおり整備する。
- ・ 諮問先は、引き続き現行どおり「青森県情報公開・個人情報保護審査会」とするよう執行部と調整する。

16

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第5章 雑則（第47条～第52条）

➤ 適用除外（第47条）【法と同趣旨】

分類・整理されておらず著しく大量にあるため、特定の保有個人情報の検索が困難であるものは、議会に保有されていないものとみなす。  現行条例に規定なし

➤ 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等（第48条）【法と同趣旨】

・開示請求等をする者の利便を考慮した適切な措置  現行条例に規定なし

➤ 個人情報等の取扱いに関する苦情処理（第49条）【法及び現行条例と同趣旨】

・苦情に関する適切かつ迅速な処理

➤ 審査会への諮問（第50条）【法と同趣旨】

専門的な知見に基づく意見の聴取が必要なときは、審議会に諮問することができる。  現行条例に規定なし

条例
整備
案

青森県情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することとする。

- ・現在も、条例改正等の「個人情報の保護制度の運営に関する重要事項」については、同審査会に諮問することとしており、今後もその必要性は変わらないものであること
- ・同審査会以外に諮問に適切に対応できる機関はないこと

➤ 施行の状況の公表・委任（第51条・第52条）【法及び現行条例と同趣旨】

・毎年度施行の状況を公表、その他必要な事項の議長への委任

【第5章】

法と同様の整理であり、現行条例に比較し、県民に特に不利益を生じるものでないことから、全議例のとおり整備する。

17

5 全国議長会条例（例）（個人情報保護法）に基づく議会条例整備案

■第6章 罰則（第53条～第57条） 各条項とも【現行条例どおり】

□ 罰則の対象：職員（であった者）、委託業務に従事している（していた）者、議会において個人情報等の取扱いに従事している（していた）派遣労働者 → 議長は罰則の適用対象外

➤ 正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき（第53条）

・2年以下の懲役又は百万円以下の罰金

➤ 業務上知り得た保有個人情報を自己・第三者の不正な利益のために提供又は盗用したとき（第54条）

・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

➤ 職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密が記録された文書等を収集したとき（第55条）

・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

➤ 県の区域外での違法行為への適用（第56条）

・第53条から第55条の規定は、県の区域外でこれらの条の罪を犯した者にも適用

➤ 不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者（第57条）

・5万円以下の過料

【第6章】

罰則は、現行条例と同様に整備する。

18